

鳥取県告示第 421 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、介護予防事業所又は居宅介護支援事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長 268-1	平成 19 年 12 月 17 日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町 158	ホームヘルプひまわり昭和町	倉吉市東昭和町 165	平成 20 年 4 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長 268-1	平成 19 年 12 月 17 日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町 158	ホームヘルプひまわり昭和町	倉吉市東昭和町 165	平成 20 年 4 月 1 日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長 268-1	平成 19 年 12 月 17 日